

○財務省告示第四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|-------------|-------------|----------|----------|---------|----------|-------|-----|-------|---------|----------|------|-----|-----|
| 一五 | 一四の二 | 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |
| 五一五トン | 五七五、九一六トン | 一、〇二二、三〇二トン | 四、五九九、三四八トン | 五六、三二三トン | 一二、五九六トン | 七、六二〇トン | 三九、一六四トン | 七・八トン | 九トン | 二五九トン | 一、三七八トン | 二六、〇二六トン | 二一トン | 三トン | 〇トン |

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

| 関税暫定措置法別 表第一の六の項名 | | 輸入数量 |
|----------------------|----|--------------------------|
| 一四 | 一三 | |
| | | 四、五九九、三四八トン 三一〇、二〇三トン |